

令和3年12月採用 東京都教育委員会会計年度任用職員
ユースソーシャルワーカー（主任）
募 集 案 内

令和3年10月1日
東京都教育庁

1 採用予定職、採用人員等

(1) 採用予定職

ユースソーシャルワーカー（主任）

(2) 採用予定数

1名

(3) 勤務日数

月16日（1日7時間45分）※

※ 支援の対象となる都立学校の種別に応じて、勤務時間が夜間になる等の変則勤務があり得る。

(4) 主な職務内容

都立学校における不登校対応、中途退学未然防止等に際しての困難な事案への対応及び指導・助言に関すること。

【都立学校における不登校・中途退学対策に関する次の業務】

ア 都立学校における不登校対応及び中途退学未然防止に関する支援

イ 都立学校へのコンサルテーションを通じた生徒等に関する課題の把握及び解決策の提示

ウ 高度な専門的知識や豊かな実務経験に基づいた、急迫した対応を要する困難ケースに対する迅速かつ的確な課題解決（多様な関係機関とのネットワーク構築・活用、校内ケース会議の主催を含む。）

エ 支援状況の把握とユースソーシャルワーカーやユースアドバイザーに対するスーパービジョンの実施

オ その他、生涯学習課長が指示する業務

(5) 勤務先

東京都教育庁地域教育支援部生涯学習課に所属し、東京都教育庁地域教育支援部生涯学習課及び東京都教育委員会が指定する都立学校において勤務する。

ア 東京都教育庁地域教育支援部生涯学習課

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第二本庁舎16階中央

イ 都教育委員会が指定する都立学校

2 採用予定日

令和3年12月1日

新型コロナウイルス感染症拡大等により状況に変化が生じた場合は、選考日程及び採用予定日を変更する可能性がある。

3 応募資格（令和3年12月1日現在）

以下の（１）及び（２）を満たすもの

（１）求められる資格

社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有し、なおかつ社会福祉士、精神保健福祉士若しくはスクールソーシャルワーカーとして10年以上の実務経験を有する者又はこれらと同等の実務経験を有する者。

（２）求められる能力

ア 豊富な経験を生かし、福祉分野に関する専門的知識・技術を用いて、不登校・中途退学等の課題を抱える都立学校生の置かれた環境に働き掛け、関係機関や都立学校との緊密な連携の下、急迫した対応を要する困難ケースに対して迅速かつ的確に課題解決を図る者として、ユースソーシャルワーカー（主任）に求められる役割を理解し、その職務を遂行する熱意のある者

イ 都立学校等において生徒、保護者、教職員等の相談・支援等に円滑に対応できる者

ウ 個人情報保護及び情報セキュリティ対策の重要性を認識し、職務上知り得た情報等の秘密を守ることができる者（退職後を含む。）

エ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する採用に関する欠格事由に該当しない者

オ 心身ともに健康で、社会人としての常識を持ち、意欲をもって誠実に職務を遂行できる者

4 勤務条件

（１）任用根拠

地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づき任用される会計年度任用職員

※ 地方公務員法が適用される。

（２）任用期間

令和3年12月1日（予定）から令和4年3月31日まで

※採用後、1か月は条件付採用となる。

（３）公募によらない再度任用

任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、公募によらない再度任用に、4回まで申し込むことが可能

なお、令和4年4月1日以降の任用を保証するものではない。

(4) 勤務日数及び勤務時間

月16日勤務、1日の勤務は勤務開始から7時間45分とする。

業務の必要上やむを得ない場合、所定勤務時間を超える勤務がある。

勤務形態は次のA勤、B勤、遅番のいずれかを基本とするが、学校での勤務時間の都合等により、その他の勤務形態となる場合がある。

勤務形態	勤務時間
A 勤	午前8時30分から午後5時15分まで
B 勤	午前9時00分から午後5時45分まで
遅 番	午後1時00分から午後9時45分まで
SⅡ勤	午前8時00分から午後4時45分まで
D 勤	午前10時00分から午後6時45分まで
その他	学校の勤務時間の都合等による

(5) 報酬等

月額244,800円（原則として毎月15日に支給）

別途、通勤費相当分支給、社会保険加入

(6) 休暇等

年次有給休暇、慶弔休暇等

5 選考方法

(1) 第1次選考 書類審査

(2) 第2次選考 面接

6 申込手続

(1) 申込方法

提出書類を、東京都教育庁地域教育支援部生涯学習課企画調整担当へ簡易書留により郵送すること。

持参及び電子メールによる申込みは不可とする。

なお、ユースソーシャルワーカー（主任）とユースソーシャルワーカー又はユースソーシャルワーカー（育休代替非常勤職員）を併願する場合は、別添「併願に関する留意点」を確認すること。

【申込期限】 令和3年10月15日（金曜日）午後5時必着

(2) 提出書類

ア 会計年度任用職員申込書

(ア) 申込をする職名欄に○印を付けること。

なお、併願する場合は併願する職名にも○印を付けること。

(イ) 必要事項を記入し、3か月以内に撮影した写真を貼付すること。

イ 課題論文

- (ア) 1,000字以上1,200字以内とする。
- (イ) 所定の様式をダウンロードして記述すること。
- (ウ) テーマ

・ 下記に掲げる資料（URL）を参照したうえで以下の課題について、論じてください。

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/seikatsu/hikikomori/kyougikai/R3c_hosakekka.html

（課題）4月に東京都福祉保健局が発表した「ひきこもりに関する支援状況調査結果」のpp.15-25のデータを読み、10代でひきこもりとなった背景を押さえたうえで、ユースソーシャルワーカーとして、高校生にどのようなアプローチが必要か、高校への働きかけという観点を踏まえ、あなたの考えを述べよ。

ウ 返信用封筒1通（長形3号）

定形封筒に住所と氏名を書き、84円切手を貼付すること。

※応募書類は返却しない。生涯学習課が適切に管理し、処分する。

応募書類の個人情報には本採用に関する事務のみに使用し、その他の目的には使用しない。

(3) 受付期間

令和3年10月1日（金曜日）から

令和3年10月15日（金曜日）午後5時まで（必着）

7 選考日程

(1) 第1次選考（書類審査）

申込書及び課題論文による審査

(2) 第2次選考（面接）

令和3年10月23日（土曜日）から26日（火曜日）までの間の指定する時間に面接を実施する。

(3) 選考結果

ア 第1次選考結果通知

令和3年10月19日（火曜日）、第1次選考結果を申込者全員に文書で郵送予定。

第1次選考合格者には、第2次選考（面接）の日時及び場所について通知を同封する。

イ 第2次選考結果通知

令和3年11月上旬、第2次選考対象者全員に文書で通知予定。

また、第2次選考合格者には、後日指定する日までに採用に関する必要書類の提出を依頼する。

8 欠員補充職員候補者名簿について

第2次選考において一定の基準を満たした者については、欠員補充職員候補者名簿の登載対象者となる。この名簿は、当該採用選考実施後、採用予定者となった者が採用予定日までに辞退した場合又は採用予定日までに既存のユースソーシャルワーカー（主任）の退職等により欠員補充の必要が生じた場合に、名簿登載者から採用するものである。

詳細は、第2次選考結果通知時に該当者に連絡する。

なお、欠員補充職員候補者名簿に登載されても採用が保証されるものではない。

9 問合せ及び申込書類送付先

東京都教育庁地域教育支援部生涯学習課企画調整担当

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第二本庁舎16階中央

電話番号 03-5320-6874（直通）

e-mail: S9000027@section.metro.tokyo.jp